

新たに策定された国土強靱化基本計画の着実な取組を求める意見書

我が国は毎年のように、豪雨、高潮、暴風、波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等により頻発化・激甚化した自然災害に見舞われている。最近では当県や千葉県、茨城県において、令和5年9月8日から9日にかけて台風13号から変わった熱帯低気圧による局地的な大雨が発生し、これにより尊い人命が喪われたほか、床上浸水などの甚大な被害を受けた。

このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

国は、令和5年7月28日に新たな国土強靱化基本計画を閣議決定し、気候変動の影響やグリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現など社会情勢の変化に関する事項を新たに盛り込んだほか、国土強靱化を推進する上での基本的な方針として、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化と地域における防災力の一層の強化を新たに加えた5本柱を据えた。

これらの対策の目標を確実に遂行するためには、十分な予算を確保するとともに、不断の見直しを図り、更に対策を強化することが求められる。

よって、国においては、防災・減災に向け、地方創生の取組と併せた国土強靱化対策のより一層の推進が求められることから、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 災害時の被害を最小限に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備を進めること。
 - 2 気候変動による水害や土砂災害の激甚化に対応する「流域治水」の取組を強化するとともに加速させること。
 - 3 デジタル等新技術をフル活用し、施策の高度化をより一層推進すること。
 - 4 ダムの事前放流など既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化を図ること。
 - 5 災害時にも安定した通信サービスを可能な限り確保すること。
 - 6 サプライチェーンの強靱化はもとより、災害が発生した場合であっても、民間経済活動が継続できるよう関係機関の連携を強化すること。
 - 7 地域の特性に応じた対応や地域コミュニティーの災害対応能力の向上を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

宛て

福島県議会議長

渡辺 義信